

省CO₂化の要件

以下の①及び②を満たした者を入札参加資格者とし、別添による報告書を提出すること。

- ①省CO₂化の要素を考慮する観点による基準表により算出した合計点数が70点以上（下記基準表の左欄の項目毎に、中欄の数値に応じた右欄の点数を合算した点数。）であること。
 ②前年度、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号。以下「RPS法」という。）の履行義務を達成している者であること。

＜省CO₂化の要素を考慮する観点による基準表＞

項目	数値	点数
平成17年度の1kWhあたりの全電源平均CO ₂ 排出係数（注1-1） （kg-CO ₂ /kWh）	0.3未満	60
	0.3以上0.45未満	50
	0.45以上0.6未満	40
	0.6以上0.75未満	30
	0.75以上0.9未満	20
	0.9以上	0
平成17年度の未利用エネルギー活用状況（注2-1）	1.35%以上	20
	0を超え1.35%未満	10
	活用していない	0
平成17年度の新エネルギーの導入状況（注3）	1.0以上	20
	0.8以上	10
	0.8未満	0

（注1-1）平成17年度の全電源平均CO₂排出係数とは、以下の方法により算出した数値をいう。
 平成17年度の電力供給に係るCO₂排出量（kg-CO₂）（注1-2）を平成17年度の供給電力量（需要端：当該事業者の全需要家側への供給電力量の総合計値）（kWh）で除した数値

（算定方式）

$$\text{平成17年度の全電源平均CO}_2\text{排出係数} = \frac{\text{平成17年度の電力供給に係るCO}_2\text{排出量}}{\text{平成17年度の供給電力量（需要端）}}$$

（注1-2）平成17年度の電力供給に係るCO₂排出量とは以下の方法により算出した数値をいう。

平成17年度の電力供給に係るCO2排出量算出方法

平成17年度の電力供給に係るCO2排出量算出方法は、当該事業者の平成17年度の供給に係る電力を発電・調達方法、自社等・他社の別及び電源情報に応じて分類し、対応する実測数値計算方法欄に掲げられた方法により算定する。ただし、実測数値に代えて使用できる数値欄に記載がある場合は、実測数値計算方法欄の方法に代えて実測数値に代えて使用できる数値欄の方法により算出する方法を選択できる。当該事業者の販売に係る電力を全て上記の方法で分類し、算出した値の総合計を当該事業者の平成17年度の電力供給に係るCO2排出量とする。

発電・調達方法	自社等、他社の別	電源情報等	実測数値計算方法	実測数値に代えて使用できる数値 (kg-CO2/kWh)
1. 火力発電(新エネルギー、未利用エネルギーを除く。)	(1)自社等	①地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年4月7日政令第143号。以下「政令」という。)別表第1に掲げられた燃料による発電	別表の第2欄に掲げる燃料毎に平成17年度の当該燃料の量(当該燃料の区分に応じ、同表の第3欄に掲げる単位で表した量をいう。)に、当該区分に応じ当該燃料の1当該単位当たりのメガジュールで表した発熱量として同表の第4欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の1メガジュール当たりの発熱に伴い排出されるキログラムで表した炭素の量として同表の第5欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、12分の44を乗じて得られる数値(使用燃料毎に算出し、合算すること。)	使用できない
		②政令別表第1に掲げられない燃料による発電	燃料毎の自社等の実測に基づく排出係数に発電量等を乗じた数値	0.602kg-CO2/kWh
		③1.(1)①に該当しない場合であって、発電所毎、事業者毎等の係数が判明する場合	当該発電量等に当該判明する係数を乗じた数値	使用できない
		④燃料が不明な場合	原則認めず:(正当な理由がある場合は、他社購入で燃料が不明な場合に準ずる。)	
	(2)他社	①政令別表第1に掲げられた燃料による発電	別表の第2欄に掲げる燃料毎に平成17年度の当該燃料の量(当該燃料の区分に応じ、同表の第3欄に掲げる単位で表した量をいう。)に、当該区分に応じ当該燃料の1当該単位当たりのメガジュールで表した発熱量として同表の第4欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の1メガジュール当たりの発熱に伴い排出されるキログラムで表した炭素の量として同表の第5欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、12分の44を乗じて得られる数値(使用燃料毎に算出し、合算すること。)	0.602kg-CO2/kWh
		②政令別表第1に掲げられない燃料による発電	燃料毎の自社等の実測に基づく排出係数に発電量等を乗じた数値	
		③1.(2)①に該当しない場合であって、発電所毎、事業者毎等の係数が判明する場合	当該発電量等に当該判明する係数を乗じた数値	
		④燃料が不明な場合	—	
2. 水力発電		RPS法に規定する水力を除く。	当該発電量等に0を乗じた数値	—
3. 原子力発電			当該発電量等に0を乗じた数値	—
4. 新エネルギーによる発電		RPS法に規定するものに限る。	当該発電量等に0を乗じた数値	—
5. 未利用エネルギーによる発電		別紙に掲げる未利用エネルギー(RPS法上のバイオマス発電を除く。)に限る。	当該発電量等に0を乗じた数値	—
6. 一般電気事業者から購入			当該購入電力量に個別の一般電気事業者が提供する排出係数を乗じた数値	0.378kg-CO2/kWh
7. 一般電気事業者以外の電気事業者から購入			当該購入電力量に個別の一般電気事業者以外の電気事業者が提供する排出係数を乗じた数値	0.602kg-CO2/kWh
8. 卸電力取引所等の電力取引所から購入			当該購入電力量に個別の取引相手の提供する排出係数を乗じた数値	0.432kg-CO2/kWh
9. その他・不明			原則認めず:(正当な理由がある場合は、火力発電においては、他社購入で燃料が不明な場合に準ずる。ただし、排出係数が0であることが判明しているエネルギーによる発電は、当該発電量に0を乗じた数値とすることができる。)	使用できない

(注1)一の電源が複数の発電・購入方法に該当する場合は、何れかの算出方法を選択し、算出するものとする。

(注2)自社等とは、自社及び子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年11月27日大蔵省令第59号)第8条第3項の子会社をいう。)をいう。

(注2-1) 平成17年度の未利用エネルギーの活用比率とは、以下の方法により算出した数値をいう。
平成17年度前年度の未利用エネルギー(注2-2)による発電電力量(kWh)を平成17年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値

(算定方式)

$$\text{平成17年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{平成17年度の未利用エネルギーによる発電電力量}}{\text{平成17年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$$

(注2-2) 未利用エネルギーとは発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。(ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。))をいう。

- ①工場等の廃熱又は排圧
- ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(RPS法で定める新エネルギーに該当するものを除く。)
- ③高炉ガスその他の副生ガス

(注2-3) 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量(別表の熱量を用いること。)と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

(注3) 新エネルギーの導入状況とは、以下の方法で算出した数値をいう。

平成17年度自社施設で発生したRPS法で定める新エネルギー等電気の利用量(以下、「新エネ利用量」という。)に平成17年度他社より購入した新エネ利用量及び新エネルギー等電気相当量(電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則第1条第2項に定めるものをいう。以下、「新エネ相当量」という。)を加え、平成17年度他社に販売した新エネ利用量及び新エネ相当量を引き、平成16年度からバンキングした新エネ相当量を加え、平成18年度にバンキングした新エネ相当量を引いた数値を資源エネルギー庁が発表したRPS法第4条及び附則第3条に定める方式により算出した平成17年度の当該電気事業者の基準利用量で除した数値(単位は全てkWh)

(算定方式)

$$\text{新エネルギーの導入状況} = \frac{\text{平成17年度自社施設で発生した新エネ利用量} + \text{平成17年度他社より購入した新エネ利用量} + \text{新エネ相当量} - \text{平成17年度他社に販売した新エネ利用量} - \text{新エネ相当量} + \text{平成16年度からバンキングした新エネ相当量} - \text{平成18年度にバンキングした新エネ相当量}}{\text{資源エネルギー庁が発表したRPS法第4条及び附則第3条に定める方式により算出した平成17年度の当該電気事業者の基準利用量}}$$

別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
1	一般炭	キログラム	26.6	0.0247
2	ガソリン	リットル	34.6	0.0183
3	ジェット燃料油	リットル	36.7	0.0183
4	灯油	リットル	36.7	0.0185
5	軽油	リットル	38.2	0.0187
6	A重油	リットル	39.1	0.0189
7	B重油	リットル	40.4	0.0192
8	C重油	リットル	41.7	0.0195
9	液化石油ガス(LPG)	キログラム	50.2	0.0163
10	液化天然ガス(LNG)	キログラム	54.5	0.0135
11	都市ガス	立方メートル	41.1	0.0130

省CO₂化の要素を考慮する観点による基準に基づき算定した点数等報告書

平成 年 月 日

殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

平成 年 月 日付けで公告のありました で使用する電気の調達に係る
省CO₂化の要素を考慮する観点による基準に基づき算定した当社の点数等については、以下のとおり
です。内容に相違ないことを誓約いたします。

記

1. 省CO₂化の要素を考慮する観点による基準に基づき算定した点数が70点以上であること。

合計点数 〇〇点

(内訳)

評価する項目	実数	点数
平成17年度の1kWhあたりの全電源平均CO ₂ 排出係数	〇. 〇〇〇 kg-CO ₂ /kWh	〇〇点
平成17年度の未利用エネルギー活用状況	〇〇. 〇〇 %	〇〇点
平成17年度の新エネルギー導入状況	〇〇. 〇〇	〇〇点

2. 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の義務を履行していること。

- (注1) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とする。
(注2) 実数及び点数については、別に定める方式により行うこと。
(注3) 点数を算出するにあたり、根拠とした資料を添付する。

添付資料については、少なくとも平成17年度の

- ①供給電力量（需要端）
- ②電力供給に係るCO₂排出量
- ③未利用エネルギーによる発電電力量
- ④資源エネルギー庁が発表したRPS法第4条及び附則第3条に定める方式により算出した平成17年度の当該電気事業者の基準利用量
- ⑤平成17年度自社施設で発生した新エネ利用量＋平成17年度他社より購入した新エネ利用量及び新エネ相当量－平成17年度他社に販売した新エネ利用量及び新エネ相当量＋平成16年度からバンキングした新エネ相当量－平成18年度にバンキングした新エネ相当量について、対外的な公表資料、公表資料がない場合は自社の資料を提出する。